小規模個人再生による再生計画不認可

平成２９年（再イ）第３２号

北海道苫小牧市柏木町４丁目２番15号
再生債務者　沼田　雄太
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成30年５月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条２項２号に定める事由がある。
平成30年６月18日
札幌地方裁判所苫小牧支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１７年（再イ）第２８号

北海道帯広市西18条南32丁目３番地13、再生手続認可決定時の住所北海道帯広市東３条南25丁目９番地　池浦ハイツ１－Ａ
再生債務者　佐藤　裕一
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成17年８月31日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成30年６月18日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成３０年（再イ）第３号

茨城県那珂郡東海村大字村松1261番地３
再生債務者　油井　和文
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成30年６月18日　水戸地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第７号

札幌市豊平区月寒中央通８丁目３番33―1501号
再生債務者　福地　一美
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年７月９日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月23日から平成30年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再ロ）第６号

福岡市中央区鳥飼１丁目３番53―202号
再生債務者　吉田　孝
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後２時30分
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年７月13日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月20日から平成30年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第６号

三重県四日市市西坂部町4137番地53
再生債務者　佐々木啓之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年７月５日まで
平成30年６月14日　津地方裁判所四日市支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第７号

三重県四日市市智積町288番地13
再生債務者　五味　正行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月14日　津地方裁判所四日市支部

平成２９年（再ロ）第１５号

京都市右京区山ノ内山ノ下町19番地11　ウエストパープル101
再生債務者　市成　賢治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月18日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成３０年（再ロ）第１号

福島市東中央１丁目34番地の１　第一三輪コーポ201
再生債務者　黒澤　保夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月18日　福島地方裁判所

平成３０年（再ロ）第２号

名古屋市港区十一屋２丁目325番地　グラン・コート港西206号
再生債務者　結城　丈仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年６月13日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。
平成30年６月26日
東京都千代田区平河町２丁目５番５号
全国旅館業厚生年金基金
清算人　小原　健史

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年６月13日をもって清算結了の承認を受けたので、厚生年金基金令第43条により公告します。
1．清算人氏名　小原　健史
2．住所　東京都千代田区平河町２丁目５番５号
平成30年６月26日
全国旅館業厚生年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。尚、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲および乙）http://yuwa.jp/koukoku.pdf
平成三十年六月二十六日
東京都中野区本町六丁目二二番六号
（甲）株式会社友和
代表取締役　小林　敬一
東京都中野区中央一丁目四六番六号
（乙）株式会社コンピ
代表取締役　村岡　徹二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://saeki-selvahd.jp
（乙）http://saeki-selvahd.jp
平成三十年六月二十六日
東京都国立市西一丁目一一番地の六
（甲）株式会社さえきセルバホールディングス　代表取締役　佐伯　行彦
茨城県鹿嶋市宮津台四七六九番地の三
（乙）株式会社茨城さえき
代表取締役　長谷川　徹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://saeki-selvahd.jp
（乙）http://saeki-selvahd.jp
平成三十年六月二十六日
東京都国立市西一丁目一一番地の六
（甲）株式会社さえきセルバホールディングス　代表取締役　佐伯　行彦
山梨県甲斐市中下条一三八〇番地の一
（乙）株式会社山梨さえき
代表取締役　半田　宗晴